

P.1 (名簿)

令和 6年 12月 総務委員会

1 開催日時 令和6年12月13日(金) 午後1時2分 開議  
午後5時11分 閉会

2 場所 第2委員会室

3 会議に付した事件

- ・議案第111号 市長の給料月額の特例に関する条例について
- ・議案第112号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第113号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第114号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第115号 豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第116号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第117号 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第122号 豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第127号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設工事(第3期))
- ・議案第128号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設に伴う電気工事(第3期))
- ・議案第129号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設に伴う管工事(第3期))
- ・議案第130号 工事請負契約締結について  
(豊小学校北校舎長寿命化改良工事)
- ・6請願第7号 豊橋公園東側エリア(アリーナ)の事業継続を求める請願
- ・陳情  
・まちなか図書館で「新アリーナ」に関する最新情報の公開等を願う陳情

4 出席委員 土屋祐司 久保大司 山田隆司  
本多洋之 穴戸秀樹 山本賢太郎  
斎藤 啓 小原昌子 坂柳泰光  
議長 伊藤篤哉

5 欠席委員 なし

6 委員外議員 小林憲生 鈴木智子 井上豪史  
水野 恵 山口倫世 菅谷 竜  
伊藤哲朗 石河貴治 梅田早苗  
及部克博 古池もも 近藤修司  
川原元則 尾林伸治 中西光江  
鈴木みさ子 星野隆輝 豊田八千代  
尾崎雅輝 松崎正尚 市原享吾  
向坂秀之 古関充宏 田中敏一  
寺本泰之

7 説明員 市長 長坂尚登 副市長 杉浦康夫  
副市長 島村喜一 危機管理統括部長 中野浩二  
防災危機管理課主幹 総務部長 広地 学  
榎原修治  
行政課長 小嶋 聡 人事課長 小清水仁美  
財務部長 朽名栄治 契約検査課長 中田浩次  
契約検査課主幹 神藤充宏 企画部長 角野洋子  
政策企画課長 林 真也 政策企画課主幹 佐野真司  
秘書課長 村山大介 文化・スポーツ部長  
田中久雄  
文化・スポーツ部次長 「文化のまち」づくり課長  
山口雅己 野中知加子  
多目的屋内施設整備推進室長 多目的屋内施設整備推進室主幹  
浅倉淳志 北村 充  
図書館長 坂口錦也 まちなか図書館長 種田 滯  
建設部長 山本高敬 建設部次長 浪崎秀和

	住宅課長	加藤宣隆	都市計画部長	金子知永
	公園緑地課長	石原幸治	公園緑地課主幹	沓名克仁
	教育長	山西正泰	教育部長	石川和志
	教育政策課長	鈴木大介	教育政策課主幹	木全 功
8	意見陳述者	川西裕康	渡辺則子	
9	職務のため出席した職員			
	事務局長	川島加恵	議事課長	前澤完一
	庶務課長	齋藤 敏	議事課長補佐	戸苅将行
	議事課主査	平松悠介	議事課主査	鷲山和成
	書記	鈴木達也	書記	岩瀬楓花
10	傍聴者	市民22人	記者12人	
11	議事	議事要領は別添のとおり		

P.3 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。  
説明員の出席要求については、私に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P.3 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。  
なお、質疑に入る前に質疑方式を述べていただくようお願いします。  
初めに、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例についてを上程いたします。  
直ちに説明を願います。人事課長。

P.3 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

それでは、条例案の5ページをお願いいたします。  
議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例でございます。  
本案は、令和4年9月定例会での事実と異なる答弁に対する管理監督責任を明確にするため、令和7年1月分の市長の給料月額を100分の10減額するものでございます。  
以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

P.3 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑を許します。  
質疑はありませんか。土屋委員。

P.3 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

それでは、一問一答方式にて、質疑をさせていただきます。  
条例案5ページ、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例についてです。  
本議案は、長坂市長が市議会時代に取り上げられていた様々な虚偽の報告に関するものの一部と認識しております。  
今回、まず、どのようなお考えで給料の減額に至ったのか。長坂市長が御出席をいただいておりますので、長坂市長にお伺いをします。

P.3 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

本件は、令和4年実施の多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連し、令和5年3月定例会での一般質問及び令和5年9月定例会での決算特別委員会の質疑において、事実と異なる答弁があったことについて、さきの6月定例会でおわびを申し上げ、既に給料月額の減額を行ったところですが、その後、令和4年9月定例会での一般質問においても同様の答弁があったことが追加で判明したことから、新たに市長自らが減額を判断したものです。  
以上です。

P.4 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

市長自らが減額の判断をされたということです。  
今回の対象となる令和4年9月定例会での一般質問における答弁について、令和6年9月定例会での長坂尚登議員の一般質問における総務部長の答弁では、一連の内容になるので、前回から新たな責任の所在はないと考えており、特段の対応は考えておりませんと答弁をされております。改めて、減額の判断に至ったのはなぜでしょうか。  
市長自らの判断で減額をされるということですので、減額の判断に至った考えについて、市長にお伺いをします。

P.4 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

先ほど、1回目の答弁でも市長自らが減額を判断したものだという答弁がございました。  
市長に答弁を求めたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

P.4 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

これまでの給料月額減につきましても、本市議会において市長が答弁しているのではなく、市長ではない者が答弁しているというように認識しております。  
これまでの給料月額も市長の判断でなされているものだというように認識をしておりますので、これまでどおり部下の答弁で問題ないと考えております。  
以上です。

P.4 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。人事課長。

P.4 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

過去2回の答弁誤りに加え、追加で判明したことを重く受け止め、この点について、前市長は減額をしていないため、新市長の考えの下、今回減額に至ったものです。  
以上です。

P.4 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

これまでの答弁で、本条例は、市長自らが判断、新市長の考えの下ということでした。  
不適切な事務処理の内容は、先ほどの答弁のとおりであります。前市長は、令和6年6月定例会本会議冒頭に、不適切な事務処理があったことをおわびする発言があったと記憶をしております。  
そして、市長の管理監督責任を重く捉えて、1か月給料月額100分の10の減額、職員の懲戒処分は、訓告が2名、嚴重注意が2名であったというように記憶をしております。  
今回の不適切な事務処理を、不正や偽装であったと判断する場合、市長の管理監督責任への処分は、本条例より重たいものになるというように考えますが、市長の認識についてお伺いをします。

P.5 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

今回の給料減額については、今年6月に行った内容に倣っており、妥当なものであると考えております。  
以上です。

P.5 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

では、今回の不適切な事務処理には、不正や偽装はなかったということで判断をさせていただきます。  
それでは、これまで市長が給料を減額する事案として、どのような場合に行われてきたのか、基準があれば併せてお伺いをします。

P.5 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

これまで人命を脅かしかねない事案や、長年にわたる組織的な不適正経理事案、職員の公金着服による事案、生活保護費の誤支給による過払いの事案、そして、今年6月に行った事実と異なる答弁事案など、その事案の内容によって、市長も含めた管理監督者としての処分等についても併せ、考えてきた経緯があり、過去の事例を比較する中で判断をしております。  
以上です。

P.5 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

ただいまの答弁を踏まえ、市長が御自身の管理監督責任を負うために減額するのであれば理解することができるのですが、長坂市長の就任以前に起こった事案に対して、長坂市長が給料月額を減額することには違和感があります。  
これまでも同様なことがあったのかお伺いをします。

P.5 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

平成21年に発覚した不適正経理に関連した国庫補助金の返還は、市長就任より以前の事案でしたが、加算金の返還等の一部負担したために減額しましたが、それ以外ではございません。  
以上です。

P.5 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

今回の市長の給料月額減額の対象になるのは、令和4年9月定例会での一般質問における答弁であると確認いたしました。

本条例を受けて、他の職員の方にも処分などの責任が及んでいくことがあるのかお伺いをします。

P.5 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

部長をはじめとした一般職員につきましては、特段の責任が及ぶものではないと認識をしております。  
以上です。

P.6 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

今回の処分は市長だけということを確認させていただきました。  
以上で、私からの質疑を終わります。

P.6 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。久保委員。

P.6 久保大司委員

◆久保大司委員

私からも、現在上程されております議案第111号について、土屋委員の質疑に基づいて追加で詳しくお伺いをしていきます。  
まず、1回目といたしまして、過去2回の答弁誤りと追加で判明したことが、今回の市長の給料月額減額条例提案の理由であると理解をしました。  
その上で、まず1回目として、過去2回の答弁誤りについてはおわびとともに、当時、給料月額の減額措置が既になされているわけでありすけれども、改めて、どのような論理で、まだ責任を取っていないと判断されたのか、詳細を伺います。

P.6 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

令和6年6月に市長の給料月額の減額を実施した後、新たに令和4年9月定例会においても事実と異なる答弁があったことが判明し、令和6年9月定例会前の議会運営委員会にて報告をしております。

しかしながら、その答弁については給料減額がされていないため、今回、市長自らが減額を判断したものでございます。  
以上です。

P.6 久保大司委員

◆久保大司委員

ただいまの御答弁からすると、あくまで今回の給料減額の条例については、後に判明した部分にあるのかなと理解をいたします。  
では、続いて2回目を伺ってまいります。  
追加で判明したことに対する責任として、前回までの給料月額の減額措置に追加した措置であるということで、先ほど確認をしておりますが、しかし、その後に判明した事実と異なる答弁については、新たに発生した事案というよりも、事実として既に発生していたが、新たに判明したという部分になるかと思えます。  
今回、同様事案で一定の処分が決した後、同種同様の事実が追加で発覚した場合に、新たに追加で御自分に処分を科されるということが前例になると思われますが、今後の行政事務を進めていく上での処分の判断基準になるのか、影響を伺います。

P.6 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

今後、市長の給料減額の判断をする際の前例になると認識をしております。  
今後、同様の事案が発生した場合には、今回の判断を踏まえ、個別に判断をしていくことになるように考えております。  
以上です。

P.7 久保大司委員

◆久保大司委員

2回目の御答弁をいただきました。今後、同様の事案が発生した場合には、個別に判断するということでした。  
残念ながら、長坂市長が、どのように考えて不適切な事案に臨むのかについては不明確なまま、そのときの判断でされるのかなと考えます。  
その上で、3回目を伺わせていただきたいと思います。  
今回の条例を提案されるに当たり、追加で判明した事実に対する責任だということだと思っておりますが、市長として、今回の処分を御自分に課されるのであれば、まず事実と異なる答弁がほかになかったかを調査した当時の組織体制や、職員の皆さんが適切に調査できる状況だったのかを検証してしかるべしだと思っております。  
長坂市長に伺います。  
令和6年6月定例会での当時の市長による謝罪時点までの調査体制に課題がなかったのか。今回の条例提案に際して、検証するよう指示は出されたのでしょうか、確認させてください。

P.7 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。副市長。

P.7 杉浦康夫副市長

◎杉浦康夫副市長

経過につきましては、委員も御承知のとおりだと思いますが、二つの答弁の不適切なものがあり、修正をさせていただき結果、その後、全庁的に調査をいたしました。

その調査体制に問題はなかったものと思いますけれども、残念ながら、その後一点、虚偽答弁が確認できたという経過となっております。

以上です。

P.7 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

P.7 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

P.7 久保大司委員

◆久保大司委員

今、副市長御自身から御答弁いただきましたけれども、あくまで、今御答弁いただいた内容は、その後の話の全庁調査の話だったと思います。

改めて伺います。

あくまで今、私が質疑をしておりますのは、前回の謝罪時点までの調査体制に不備がなかったのか、あったのか、その課題認識をお伺いしております。

また、改めて同じ質疑になりますけれども、令和6年6月定例会の当時の市長の謝罪時点までの調査体制に、課題がなかったのかを検証するよう指示を出されていたのかお伺いいたします。

P.8 杉浦康夫副市長

◎杉浦康夫副市長

ただいまの久保委員の質疑について趣旨を確認させていただきたいので、許可を願います。

P.8 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

許可します。

P.8 杉浦康夫副市長

◎杉浦康夫副市長

ただいまの久保委員の質疑について、今、直前の質疑では、前回の調査時点までの体制に不備がなかったかということですが、聞き取りにくかったのは、前回の調査時点というのは、この令和6年9月定例会という理解でよろしいでしょうか。

P.8 久保大司委員

◆久保大司委員

加えて言います。あくまで、私は前回の調査時点と申ししたのは、令和6年6月定例会までの、最初の発覚した事案の調査時点までのことを言っております。

よろしく願いいたします。

P.8 杉浦康夫副市長

◎杉浦康夫副市長

令和6年6月時点で不適正な事務処理、虚偽答弁があり、謝罪をさせていただきましたけれども、その後、1件判明をしたということは、当時、6月までの調査には、何らかの問題があったというように考えております。

以上です。

P.8 久保大司委員

◆久保大司委員

質疑が堂々巡りになりそうなので、整理させていただきますと、であれば当時の令和6年6月時点までの調査体制には一定の課題があったと認識しております。

であれば、なおさら、今回の長坂市長における新たな事案に対する条例提案につきましては、その根拠としては、やはり私は令和6年6月定例会以降に発覚した事案に対して、令和6年6月定例会までの調査方法に対して、一定の課題であるとか、行政事務上の不備があったのではないかと突いた条例であれば納得ができますけれども、このように、そこを検証せずに、新たな条例を提案するというのは、一定の違和感を覚えるところであります。

これ以上続けても話が堂々巡りになる可能性がありますので、私の質疑はこれで終わらせていただきます。

P.8 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。斎藤委員。

P.9 斎藤啓委員

◆齋藤啓委員

通告とかも調整もしていないのですけれども、確認させていただきたいと思いますので、お伺いしたいと思います。

今回の一連の経過の確認という範疇なのですけれども、まず、多目的屋内施設関連市場調査の業務そのものに、市側の言っていることで言うと、事務上の誤ったやり方がありましたよということが、まずありました。

それに伴って、誤ったやり方をしていたにもかかわらず、議会の答弁ではちゃんとやっていますという答弁が、6月の時点では2回にわたって行われました。

それについて市長の給料減額、今回と同じ10分の1、1か月の給料減額と、副市長をはじめとする職員への一定の処分といたしますか、行われたということですよ。

その後、まず一つ確認をさせていただきたいんですけれども、6月に一旦そのことを行った上で、引き続き、ほかにもないかという調査を行っていたことで、9月に見つかったということで、経過としてはよろしいでしょうか。

P.9 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

P.9 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁を求めます。総務部長。

P.9 広地学総務部長

◎広地学総務部長

令和6年6月の時点で、2件の事実と異なる答弁の報告をさせていただきました。

その後、外部からもう1件あるのではないかと御指摘を受けて、再度確認をして、1件あるということが判明し、令和6年9月定例会で事実と異なる答弁があった旨を報告させていただいたこととございます。

以上です。

P.9 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

その外部からの指摘について、具体的にお伺いすることができるでしょうか。

P.9 広地学総務部長

◎広地学総務部長

当時の長坂市議からでございます。

以上です。

P.9 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

すると、6月に行われた処分につきましては、誤った事務処理があり、それに基づいて誤った答弁があったということに対しての2回ですよ。あったということでの処分ということで行われた。

今回、条例提案をされていることは、あえて言うのであれば、市役所の職員さんの調査が不十分で、見落としがあったことに対して、当時議員の長坂氏から指摘をされましたという、この事柄に対して行おうとしている条例案であるということによろしいですか。

P.10 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。総務部長。

P.10 広地学総務部長

◎広地学総務部長

今回上げさせていただいております条例案につきましては、先ほど土屋委員の中でもお答えをさせていただきましたけれども、あくまで令和4年実施の多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連し、そのことによって発生した事実と異なる答弁があった。それが1件見落としをしていたということで、あくまで管理委託調査による不適正な事務処理に起因するものであるということに考えております。

以上です。

P.10 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

昨年9月の議会運営委員会での説明については撤回をした上で、そういう取扱いをするという認識でよろしいでしょうか。

P.10 広地学総務部長

◎広地学総務部長

すみません。ちょっと聞き落としましたので、もう一度お願いします。

P. 10 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

先ほどの総務部長の答弁で言いますと、昨年9月の議会運営委員会であった説明とは、それを撤回した上で、こうした取扱いを行うということになるの  
でよろしいでしょうか。

失礼しました。今年の9月定例会の前の議会運営委員会で、市側がした説明については撤回をした上で、こうした取扱いの条例案を提案しているとい  
うことでよろしいでしょうか。

P. 10 広地学総務部長

◎広地学総務部長

趣旨の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

P. 10 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

許可します。

P. 10 広地学総務部長

◎広地学総務部長

今、斎藤委員がおっしゃる令和6年9月の議会運営委員会での説明とは、どの部分を指しているのか、明確に教えていただいてもよろしいでしょうか。

P. 11 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

ちょっと議事録がぱっと出てこなかったもんですから、時間ももしかかるとしても、正確に確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

P. 11 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

確認のため、暫時休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時32分再開

P. 11 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、資料の確認のため、休憩をいたします。

午後1時32分休憩

午後1時40分再開

P. 11 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

斎藤委員の質疑を継続いたします。斎藤委員。

P. 11 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

大変失礼をいたしました。私のほうできちっと調べて、どの会議のどういう発言かというのを確認して臨むべきだったのは、おわび申し上げます。

令和6年、今年の9月定例会における長坂氏、当時議員、長坂議員の一般質問の中で、この件について聞かれておまして、それに対する当時の部長答弁  
で、本件につきましては、さきの6月定例会でおわび申し上げた不適正な事務処理に起因する令和5年3月定例会での一般質問及び令和5年9月定例会での決  
算特別委員会の質疑と一連の内容になりますので、前回から新たな責任の所在はないと考えており、特段の対応は考えておりませんというように言ってい  
るわけです。

私は少なくとも今回の市長の、この条例提案は、責任の所在がないということではなく、特段の対応として扱うもののように受け止めるわけなんです  
が、そうではないですか。

P. 11 広地学総務部長

◎広地学総務部長

まず初めに、少し今回の、この提案の内容がちよっと間違っただけで伝わっているとはいけないので、改めて申し上げさせていただきますと、まず、令和4年度  
実施の多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理がありました。それに基づいて、令和6年6月の定例会で事実と異なる答弁があった  
という報告をさせていただきました。

それに併せて市長以下、一般職員まで処分をしたわけですが、まず部長以下の一般職員については、不適正な事務処理と答弁も含めて、一連の内  
容で処分をしております。

そして、浅井前市長につきましては、2問の事実と異なる答弁を行った。その答弁を、議会の中で誤った答弁を行ったということに重きを置いて、前浅  
井市長の1か月の減給処分の提案をさせていただいた、処分をさせていただいたところでございます。

一連ではなく、答弁で処分をさせていただいたところでございます。

今回提案させていただいております長坂新市長の件につきましては、その後に、令和6年6月の定例会後に、先ほど言った長坂当時市議より指摘があった、改めて調査をしたときに、漏れていた答弁、先ほど1件と言いましたけれども、やり取りをしているので、実情は2問なんですけれども、その2問に対して、市長としてという立場で、追加で誤った答弁をしたことに対する責任を取っていないということで、今回、追加で減額条例の提案をさせていただいたものです。

そして、先ほどの斎藤委員からの御質疑にお答えをしますと、令和6年6月の一般質問では、確かに前回から新たな責任の所在はないと考えており、ごめんなさい、令和6年9月です。申し訳ございません。令和6年9月の答弁の中で、前回から新たな責任の所在はないと考え、特段の対応は考えておりませんということで、そのときに私のほうから答弁をさせていただきましたが、現在は、新しい長坂新市長になり、その長坂新市長の考えの下、やはり先ほど言った、新たに追加した2問に関しては、市長の責任を取っていないということで、考えを改めて、今回の減額条例の提案に至ったものでございます。

以上です。

P. 12 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

今、答弁がありましたけれど、令和6年6月27日付で、つまり今年の6月定例会の中で、この一連の対応についての処分があったんですが、市長の責任がその部分だったという説明もなかったし、認識もないんですけど、それはそういう話でしたか。

どうぞお答えください。

P. 12 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

市長に答弁を求めます。総務部長。

P. 12 広地学総務部長

◎広地学総務部長

そのように説明したと思いますが、ちょっと資料を確認させてください。

お時間をいただけますでしょうか。

P. 12 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

P. 12 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、資料の確認のため、休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後2時再開

P. 12 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

斎藤委員の質疑を継続いたします。斎藤委員。

P. 13 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

分かりにくかったと思うので、もう1回改めて確認をしたいんですが、令和6年6月27日付で行われた処分の中で、これも条例で、市長の給料月額10分の1の減額ということがされておるわけですけど、私は、これの理由そのものが、一連の経過、つまり事務処理のミス、それに伴う答弁のことによって行われたものだというように認識をしておりましたが、そうでなかったでしょうか。

P. 13 広地学総務部長

◎広地学総務部長

令和6年6月の市議会定例会の中で、議案第72号として、市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例を追加で提案をさせていただいております。

その内容を令和6年6月27日の議会運営委員会で御説明をさせていただいて、そこに議案の説明書を出させていただいております。この議案の説明書には、2件あったんですけど、1件は生活福祉課による不祥事ですけども、それに加えて、令和5年3月定例会及び同年9月決算特別委員会での事実と異なる答弁に対する管理監督責任を明確にするためということで、この部分ということで、減額の措置の理由をお示しさせていただいているところでございます。

以上です。

P. 13 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

議案の説明で、答弁に対してこうした議案、つまり給料減額の提案をさせていただいたということのお話がありました。

令和6年6月の定例会の冒頭に、日程前に市長からの発言の申出がありまして、不適正な事務処理に起因する誤った答弁について説明させていただきますということでありまして、この委託業務について、修正作業を続け、懸命に取り組んできたが、結果として1か月遅れて完了し、その際、遡った日付で書類を作成していたというものであって、本来ならば契約期間の末日までに、受託業者との協議によって契約期間を延長するための変更手続を取られるべき

でありましたが、そのような事務処理はいたしておりませんでした。このことにより、令和5年3月定例会での一般質問、令和5年9月定例会での決算特別会の質疑において、事実と異なる誤った答弁となっていたことが明らかになった。この答弁を行ったことに対して、市長が責任を取って、10分の1の給料減額になったと、こういう説明がされているのです。

しかし、今の説明を聞きますと、あくまで答弁の部分だと、そして新たに答弁が見つかったから、今回また減らすんだと、こういう認識でよかったですよ。

P. 13 広地学総務部長

◎広地学総務部長

ただいま斎藤委員がおっしゃった認識で結構でございます。

P. 13 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

一番最初に私が話をしたのは、今回でなくて、9月の時点で新たに見つかった事柄は、あくまでも答弁の中をチェックしていた職員の見落としがあって、当時の長坂議員が、それを指摘して見つかったという事柄ですよ。

6月の定例会で市長が説明した事柄と違うじゃないですか。

それでもなお、同じ10分の1の減額という扱いになった考え方を伺います。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長

趣旨の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

P. 14 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

許可します。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長

今の斎藤委員の御質疑の中で、違うというような表現がございましたけれども、何と何が違うのかがよく分からないので、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

P. 14 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

誤った答弁をしたことに対する市長の給料減額の提案だということに言いましたが、昨年6月定例会の誤った答弁が見つかったというのは、あくまでも先ほど私が、市長の6月定例会の冒頭の挨拶で述べたように、受託業者との関係で誤った事務処理を行ったことによって、答弁が違っていたことがあったことに対してのものだったと、今回は違うじゃないですか。

新たに見つかった答弁というのは、見落としをされていて、それを議員に指摘をされて見つかって、出てきた事柄による誤った答弁の発見、これを同列に扱っていいものですか。認識をお伺います。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長

まず、この誤った答弁が起きた、謝った答弁に起因したというか、起こったそもそもの原因は、先ほど来お話をさせていただいております、令和4年の多目的屋内施設の調査委託業務の不適正な事務処理に起因した答弁の誤りです。先ほど斎藤委員がおっしゃったように、見つかった過程の中で、令和6年6月以降に、当時の長坂市議より御指摘があり、再度調査をしたら、ほかに2問の部分で誤った答弁をしていたことが明らかになったということでございますが、そもそもの原因は、何度もお話をさせていただいておりますように、令和4年の多目的屋内施設関連市場調査委託業務の部分に起因しておりますので、結果的な責任の所在は一緒だということに考えております。

P. 14 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

私は、今回の事柄の起因となった問題、つまり今、市側の説明で言っているところの誤った事務処理が重大な問題であったということそのものは、ひよっとすると長坂市長以上に私は強く、そのことにやっぱり問題意識を持っています。

しかし、そうした事柄に伴って出てくる職員の皆さんへの処分、市長に対する今回の給与減額もそうですけれど、そうした事柄というのは、筋に沿って厳格に行わなければならないものだというように考えているわけなのです。

例えば、先ほどあった、あくまでも昨年6月の取扱いは、今年の6月の定例会で行われた市長の減額と職員の処分というのが、別の論理によって行われているものだという事は、私は申し訳ない、6月時点でもっとしっかりと追及をするべきだったなというように、今、改めて思うわけでございますけれど。

それにしても、今回の起因した事柄に基づいて、あのときに見つかった事柄の2件、その後、長坂氏が議会の中で、議会活動をしながら、そういうのをちゃんと調べて追及しているということは、私はすばらしいと思いますけれど、その中で見つかった、そういう事柄に対する対応が、同じものであっているのかという疑念は、やはり付きまといます。

それは、市長は自分の給料でということですよと思うんですが、職員の皆さんの間にも、そうした事柄として捉えていかなきゃいけませんよということになりかねないわけなんです。私としては、そうした事柄の重みというのを、今回、想定していなかった質疑をさせていただく中で、逆に自分自身も改めて、こうした処分に対する案件の取扱いを議会としてもすごく重く捉えて、しっかりと見ていかなければならないということを感じております。

私としての質疑は、以上で終わります。

P. 15 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 15 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

御意見の発表を願います。御意見はありませんか。土屋委員。

P. 15 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

私は自由民主党豊橋市議団を代表しまして、ただいま上程されております議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例について、反対の立場から討論をいたします。

本条例案は、令和4年に実施された多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連し、令和4年9月定例会での一般質問における答弁で、事実と異なる答弁があったことが新たに判明したことから、その責任の所在を改めて明確にするため、長坂市長自らが給料月額の減額を判断したものです。

こうした責任の所在の明確化の判断は、令和6年9月定例会での長坂議員の、現の市長ですけれども、一般質問における前回から新たな責任の所在はないと考えており、特段の対応は考えておりませんとする総務部長の答弁との整合性は取れていないと考えております。

これまで市長が給料を減額する事案は、その事案の内容によって、市長も含めた管理監督者としての処分等を併せて考えられており、職員の処分の重さや内容、過去の事例を比較する中で判断されてきていると承知しております。

今回の条例で、減給の判断基準が大きく変わることも考えられます。

また、給料減額の乱発は、市政の混乱ぶりを知らしめることにもなり、市政への不安感が広がることにもつながってくると考えております。

監督責任者としての処分は、就任中の上司がなすべきと考えるのが通常で、市長就任前の事案を自らの責任とすることには違和感があります。

また、確認団体のピラに書かれている三つの約束の一つである、市の不正・偽装への厳しい対応に対するアピール、もしくは浅井前市長への見せしめとも感じられます。

該当職員の処分は既に済んでおり、不適正な事務処理への職員の反省を促し、再発防止策も徹底しているにもかかわらず、新たに減給することは、心情的に過剰な責任感や罪悪感を生じさせることにもなると考えております。

以上により、本条例については反対といたします。

P. 16 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。斎藤委員。

P. 16 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

それでは、私からも議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例について、反対の立場から討論を行います。

一連の経過を質疑の中でも確認をさせていただきました。

起因した事柄そのものは、非常に重大なことだと私は捉えておりまして、全体として再発の防止、とりわけ、それは事柄だけではなくて、その背景にある様々な問題点ですね。これを率直に指摘をすると、多目的屋内施設の事業そのものの大きな問題点をしっかりと新しい市長の下で解明もしながら、市行政が真っ当な業務をしていただくということには、大きく期待をしております。

しかし、起こった事柄に対する処分であるとか、市長の給料減額という考え方については、そこに基準や様々な問題を考慮した上での取組に、やはり厳密なルールがなければいけないものだというように考えています。その最大の理由は、それが、職員の皆さんが伸び伸びと仕事をする環境が、ちゃんと担保されるかどうかということにあるんです。

間違ったことをやったときには、その間違ったことに対しての正確な、適切な対応がされるべきでありますし、逆に、ミスをしてもいいから伸び伸びと仕事をしなきゃいけないというような事柄というのはあるわけです。そのときに、そのミスに見合ったような、ミスというのはもちろん処分には至らないようなというささいな事柄であっても、それを職場の中で過剰に恐れて仕事ができないということがあってはいけないということもあるわけなんです。

そうした観点から、厳密に起こった事柄に対して、必要な対処をするという点で考えると、今回の条例案については認め難いと思うわけです。

以上で私の討論を終わります。

P. 16 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。久保委員。

P. 16 久保大司委員

◆久保大司委員

まちフォーラムを代表いたしまして、ただいま上程されております議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例について、反対の立場より討論をさせていただきます。

本条例は、多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連して、市議会定例会における事実と異なる答弁に起因するもので、既に令和6年6月の定例会での謝罪と給料月額の減額は既に実施されており、一定の処分が決っております。それを踏まえて、次の2点より反対をいたします。

1点目、令和6年6月定例会での処分後に事実と異なる答弁が新たに判明したことに対して、今回の条例を考えられたようではありますが、事象として新たに発生した事案というよりも、事実として既に発生していたが、遅れて判明したというのが実態だと思います。

最初の謝罪時点で、過去の同種の事象を拾い切れなかった当時の調査体制に反省と改善すべき点はあったと思われますし、その検証を行ってから新たな瑕疵があったのであれば、そこに対する責任の所在という話であれば、理解はできます。その上で、今回の追加で判明した事実と異なる答弁については、令和6年6月定例会での処分が決するよりも前の事象であることから、当時の謝罪対象となった事象に準ずるとも考えられます。そこから、今回の条例案については正当性に欠けると考えております。

2点目、新たに判明した部分に、追加で市長御自身に処分を科されるという点についてです。

一般職員への心理的影響や仕事へのモチベーションの低下を懸念するところであります。一定処分が決した事案に対して、新たに判明した部分に追加で処分を行うことについて、職員への影響や今後の処分の判断基準には、特に影響しないということでありましたが、市長のみの責任だとしても、事態を発生させた職員からすれば、既に対処と反省が進みつつある事案に対して、さらに前を向いて職務を遂行しているにもかかわらず、同事案で再び問題を持ち出されていることになり、重ねての反省を促す職務指導程度はあるにせよ、心理的影響は少なからずあると考えます。その点で、市長としての責任の取り方としては、有効ではないと考えております。

以上の2点で、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例には反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

P. 17 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 17 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

P. 18 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第112号豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第117号豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上6件を一括上程いたします。

直ちに説明を願います。人事課長。

P. 18 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

それでは、条例案の6ページをお願いいたします。

議案第112号豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、49ページの議案第117号豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和6年の人事院勧告の内容及び国家公務員に対する給与法の改正法案が、先日閣議決定されたことを踏まえまして、現行の条例を改正するものでございます。

あらましにより、その内容を御説明いたしますので、52ページをお願いいたします。議案第112号から117号、参考資料、豊橋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等のあらましでございます。

1、給料表等の見直しでございます。

人事院勧告を踏まえまして、採用市場での競争力向上等の観点から全ての給料表について、若年層に重点を置いて全体を引き上げるものでございます。表に記載のとおり、本市におきましては、行政職給料表適用者の改定率が2.88%でございます。

2、一般職及び会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給率の引上げでございます。

12月期の期末手当・勤勉手当を、それぞれ0.05月分引き上げます。括弧内は再任用職員の率でございます。

3、特別職及び特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げでございます。

12月期を0.05月分引き上げます。

4、初任給調整手当の改定でございます。

医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、市長が定める者に係る初任給調整手当の支給月額の限度額を改定するものでございます。

5、実施時期及び6、影響額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

P. 18 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑を許します。

質疑はありませんか。斎藤委員。

P. 18 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

それでは、私から一問一答で、一つだけですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

今回、人事院勧告に基づいての条例改正ということで提案をされておりますが、この令和6年の人事院勧告の中身についてお伺いをしたいと思います。

P. 19 小清水仁美人事課長

◎小清水仁美人事課長

人事院による給与と勧告制度は、国家公務員の給与水準について、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としていることから、人事院が毎年、公務と民間の給与を調査比較し、勧告を行うものです。

本年の人事院勧告では、給与の官民比較の結果、月例給では1万1,183円、率にして2.76%、ボーナスでは0.1月分の引上げが示されております。

なお、月例給については、民間企業の賃上げの状況を反映した結果、約30年ぶりとなる高水準の引上げとなっております。その内訳としては、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げるほか、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げを行うこととなっております。

以上です。

P. 19 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

人事院勧告の中身についてお伺いをし、確認をさせていただきました。

私の質疑は以上で終わります。

P. 19 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 19 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

御意見の発表を願います。御意見はありませんか。斎藤委員。

P. 19 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

それでは、日本共産党豊橋市議団を代表いたしまして、第112号、第113号、第114号の3議案については反対という立場から、残る議案については賛成の立場から討論を行います。

今、質疑の中で確認をさせていただきましたように、人事院勧告につきましては、民間給与との比較の中で民間並みに、言わば載せていくよということと、それだけではなくて、考え方として、採用市場の競争力向上のための初任給の引上げや、若年層に重点を置いたという形で引上げを行っていくよということとございました。

予算案にも出ていますけれども、結構な額を、市としても財政を使うわけですが、もともとの考え方としては、やはり公務員の皆さんと民間の皆さんと、やはり、双方が今日の給与の大変低い状況の、厳しい状況の中で引き上げていくということで、全体として労働市場の上向きな力をしっかり発揮していくという観点からも、今回、人事院勧告に基づいたこの対応そのものは、適正なものであるというように考えています。

ただ一方で、市民生活の足元を見ていくと、異常な物価高という状況の中で、日々の買物に行く市民の皆さんも、何か一つ買うたびに1.3倍だ、1.5倍だと、こういうことを感じながら生活をせざる得ないという状況が、今なお続いております。

その点で言いますと、特別職である市長や議員、あるいは教育長については、これはあくまでも、その中で考えていけるという範囲で条例案として提案をされておりますので、今の市民感情との関係でいうと、そこは一回とどまって考えていく必要があるかというように思うところでございます。

ですので、条例案の反対と賛成と、こういった形で私どもとしては判断をいたしました。

以上で終わります。

P. 20 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。山田委員。

P. 20 山田隆司委員

◆山田隆司委員

ただいま上程されております議案第112号及び議案第113号に対しては反対の立場で、それ以外につきましては賛成の立場で討論といたします。

バブル崩壊後、いわゆる失われた20年、30年と言われ、日本経済はデフレが進み、日本は先進国の中において、国民の所得は横ばい、実質賃金は目減りしております。

また、近年のコロナ禍、ウクライナ、中東における戦争、異常気象による夏の高温化、円安によってインフレが急速に進み、市民生活を直撃し、市民の皆さんは日々の生活費を切り詰め、生活されております。市民の皆様の厳しい生活の現状を踏まえ、市長や議員は、何よりも市民の皆様に寄り添うことが大切と考えます。よって、市長及び議員の12月期末手当を引き上げる条例は、市民の理解を得難いと考えます。

また、私が所属しております日本維新の会では、議員歳費の3割カットを政策として掲げております。

以上をもちまして、私の討論といたします。

P. 20 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 20 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にならないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

初めに、議案第112号及び議案第113号の両案を一括採決いたします。

両案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

P. 21 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

起立多数であります。

したがって、両案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

P. 21 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号から議案第117号まで、以上の3件を一括採決いたします。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 21 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第119号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

直ちに説明をお願いします。契約検査課長。

P. 21 中田浩次契約検査課長

◎中田浩次契約検査課長

それでは、条例案の61ページをお願いいたします。

議案第119号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、資材価格の高騰などによる社会経済情勢の変化に鑑み、議会の議決に付すべき契約の予定価格を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

P. 21 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑を許します。

質疑はありませんか。土屋委員。

P. 21 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

それでは、一問一答方式にて質疑をさせていただきます。

条例案61ページ、議案第119号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、議会の議決に付すべき契約のうち、工事または製造の請負の区分について、予定価格を引き上げるためのものであると認識をしております。

そこで、議会の議決に付すべき契約の額を改正するに至った経緯についてお伺いをします。

P. 22 神藤充宏契約検査課主幹

◎神藤充宏契約検査課主幹

昨今の急激な原材料等の物価上昇や賃上げにより、建設工事費が増加して、議会の議決を要する1億5,000万円を超える工事の件数も増加している状況にございます。

加えて、本年8月、豊橋商工会議所から市長及び議長宛て、当条例の下限額を引き上げるよう要望書が提出されております。

こうしたことから、今回、条例に定める下限額の改正に至ったものでございます。

以上です。

P. 22 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

本条例では、改正後の予定価格を2億2,500万円以上と設定をされております。

この金額に設定された根拠についてお伺いをします。

P. 22 神藤充宏契約検査課主幹

◎神藤充宏契約検査課主幹

本市では、平成10年より地方自治法施行令第121条の2の2に定められた下限額である1億5,000万円としております。

昨今の物価上昇については、一般社団法人建設物価調査会の建設資材物価指数を見ますと、平成10年を100としたとき、令和6年上半期は147.1となっております。

また、他都市の状況としては、中核市62市のうち13市では下限額である1億5,000万円を超える額としていることも踏まえ、物価上昇分の1.5倍の2億2,500万円と設定したものでございます。

以上でございます。

P. 22 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

金額の設定の理由についてお伺いをしました。

物価上昇を根拠に、予定価格を引き上げることになっております。この引上げによるメリット・デメリットの考えについてお伺いをします。

P. 22 中田浩次契約検査課長

◎中田浩次契約検査課長

まず、メリットとしまして、発注者である市としましては、改正後は2億2,500万円までの工事は、落札決定後、議会を経ることなく、速やかに本契約を締結することができ、受注者としては、下請業者や材料の仕入れ業者と早期に契約することができます。

また、これまで議決日を想定して工期設定をしていたものが、工期の着手が早まることにより、施設の供用開始など工事完了も早まることで、市民サービスの向上が期待できます。

一方、デメリットでございますが、今回は下限額を上げることで、発注者と受注者におけるデメリットはないものと考えております。

以上です。

P. 23 土屋祐司委員

◆土屋祐司委員

予定価格の引上げによるメリット・デメリットの考えについて、お答えをいただきました。

今回は、物価上昇相当分のみ価格の引上げということですが、議会から見れば、予定価格が引き上げられることで、議決案件の範囲が縮小されることとなります。この点については十分に御認識をいただいて、運用していただければと思います。

以上です。

P. 23 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 23 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

御意見の発表を願います。御意見はありませんか。斎藤委員。

P. 23 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

議案第119号について、賛成の立場から討論を行います。

今、土屋委員の質疑の中でもありましたように、議会の中で大きなお金を取り扱う契約についてチェックをしていくというのは、市民目線の市のチェック機能としては、非常に大事なものであるというように考えてもおります。

ただ、今の今日の状況の中で、議会の議決を経てからでなければいろいろな契約が進まないということは、市としての取組や、業者さんに非常に硬直した日数だとか、いろいろ手間もかけるという状況があることも承知しております。

そういう中で、今回、物価の上昇などに伴って、この契約の下限の予定価格の金額についての取扱いを変更することについては、今回の考え方としては了承することということで、賛成をしていきたいと思っております。

以上です。

P. 23 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 23 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 24 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第122号豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

直ちに説明をお願いします。「文化のまち」づくり課長。

P. 24 野中知加子「文化のまち」づくり課長

◎野中知加子「文化のまち」づくり課長

それでは、条例案の156ページをお願いいたします。

議案第122号豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在実施をしております豊橋市民文化会館の改修工事により、第五会議室をダンス等の練習が可能な多目的室に改修するため、部屋の名称など、現行条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行期日は、令和7年8月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

P. 24 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑を許します。

質疑はありませんか。山田委員。

P. 24 山田隆司委員

◆山田隆司委員

それでは、一問一答方式にてお伺いします。

今回の条例改正は、文化会館の改修に伴い、新たに多目的室を設置するためとのことですが、多目的室を設置することとした経緯について伺います。

P. 24 野中知加子「文化のまち」づくり課長

◎野中知加子「文化のまち」づくり課長

文化会館の改修に当たり、令和3年度に施設利用者や文化団体の皆様との意見交換会を行ったほか、文化会館の利用促進に向け、近隣の高校の生徒さんに参加をいただき、ワークショップを開催しました。

参加者からは、より多くの人に利用してもらえるようになるのとよいとか、若い世代の利用に向けてダンスなどの練習ができる部屋があるとよいといった意見が寄せられました。こうした声を踏まえ、今回の改修で新たなニーズの掘り起こしとして、従来の文化会館にはなかった、ダンスなどでも使えるような多目的室を設置することとしたものです。

以上です。

P. 24 山田隆司委員

◆山田隆司委員

多くの方々からの声を聞き、今回の改修の中で多目的室を設置することとなったと伺いました。

このような多目的室を設置することで、こういった効果を期待されているのかお伺いします。

P. 25 野中知加子「文化のまち」づくり課長

◎野中知加子「文化のまち」づくり課長

多目的室を設置するに当たっては、防音効果を図っており、ダンスの練習などにも対応できるようになったことで、これまで文化会館では対応できなかった新たな層の利用につながるものと考えております。

このように、より多くのニーズに応えられる施設へと改修することで、文化会館が市民の皆様の多様な文化活動の拠点として、今後ますます活用いただける施設となることを期待しております。

以上です。

P. 25 山田隆司委員

◆山田隆司委員

今回の文化会館の改修について、より多くの人に利用していただくため、こういった周知を行っていくのかお伺いいたします。

P. 25 野中知加子「文化のまち」づくり課長

◎野中知加子「文化のまち」づくり課長

文化会館の改修では、多目的室の改修のほか、駐車場の整備や多目的トイレの追加など、施設をより使いやすくするような改修も行ってまいります。こうした改修の内容を多くの方に知っていただき、施設を御利用いただけるよう、広報とよはしやホームページ、SNSを通じて情報発信を行ってまいります。

また、文化振興財団と協力をしながら、文化団体への周知を行うほか、ワークショップに参加をいただいた文化会館近隣の高校への周知を行うなど、幅広い働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

P. 25 山田隆司委員

◆山田隆司委員

丁寧な御回答をいただきました。

多目的室を設置するに当たり、市民の皆さんの御意見を幅広く聞き取り調査していただき、御要望を取り入れて、設置を決めたことと理解いたしまし

た。

今後は、PR活動に注力していただき、今まで以上に幅広く市民の皆様にご利用していただくことを期待いたしまして、私の質疑を終わります。

P. 25 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 26 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

御意見の発表を願います。御意見はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 26 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 26 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第127号工事請負契約締結について（西口住宅建設工事（第3期））から、議案第130号工事請負契約締結について（豊小学校北校舎長寿命化改良工事）までの以上4件を一括上程いたします。

直ちに説明を願います。契約検査課長。

P. 26 中田浩次契約検査課長

◎中田浩次契約検査課長

それでは、単行案の5ページをお願いいたします。

議案第127号から11ページの議案第130号工事請負契約締結についてでございます。

まず、議案第127号でございます。

豊橋市高師町地内ほか、西口住宅建設工事（第3期）施行のため、総合評価落札方式で一般競争入札に付しましたところ、予定価格に達せず、落札者がいなかったことから、最低の価格で応札したものと随意契約により、請負人が決定いたしましたので、ここに記載の契約価格で工事請負契約を締結したいとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第128号、豊橋市高師町地内ほか、西口住宅建設に伴う電気工事（第3期）でございます。

9ページをお願いいたします。

議案第129号、豊橋市高師町地内ほか、西口住宅建設に伴う管工事（第3期）でございます。

11ページをお願いいたします。

議案第130号、豊橋市西岩田五丁目地内、豊小学校北校舎長寿命化改良工事でございます。

それぞれ工事施行のため、総合評価落札方式で一般競争入札に付しましたところ、請負人が決定いたしましたので、ここに記載の契約価格で工事請負契約を締結したいとするものでございます。

議案第127号から130号までは、それぞれの議案参考資料として、入札・見積結果表には、応札業者名、工事概要などが記載してございますので、御照覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

P. 27 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 27 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

御意見の発表を願います。御意見はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 27 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別がないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 27 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

この際、休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時再開

P. 27 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、請願の審査に入ります。

請願1件については、12日の本会議において請願文書表が示されておりますので、その内容についてはお分かりのことと存じます。

では、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願を上程いたします。

この際、お諮りいたします。

審査の必要から紹介議員への質疑を行うため、紹介議員の出席を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 28 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、したがって、紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

紹介議員の方は、紹介議員席に御着席ください。

〔紹介議員、紹介議員席へ移動〕

P. 28 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

次に、本件については意見陳述申出書が提出されておりますので、本請願について意見陳述をしていただきます。

意見陳述をされる方は、発言席へ移動してください。

〔意見陳述者、意見陳述席へ移動〕

P. 28 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

意見陳述の申出者は、新アリーナを求める会、川西裕康さんです。

では、意見陳述の方法について説明いたします。

意見陳述の内容は、請願内容の趣旨の説明及び補足説明とし、意見陳述は5分以内といたします。なお、卓上ベルを終了時間1分前に1回、30秒前に2回鳴らし、終了時間になりましたらお知らせいたしますので、発言を終了して下さるようお願い申し上げます。

また、意見陳述者への質疑及び意見陳述者からの委員への質疑は認められておりませんので、よろしく願います。

では、意見陳述を願います。

P. 28 川西裕康意見陳述者

◎川西裕康意見陳述者

それでは、早速、請願趣旨の説明をさせていただきます。

現在、大半の市町村が人口減少期を迎え、総人口が急減しつつ、高齢化が急速に進展しています。そのため、生産年齢人口は減少し、経済規模の縮小、社会資本の老朽化が進み、地域活力は減衰しました。

豊橋市の人口ビジョン（2015年10月）では、2060年の人口は30万9,000人になると推定されています。この人口減少を少しでも食い止め、地域の自立と持続可能な郷土を創出するために、豊橋市は新アリーナと、アリーナを核としたまちづくりを計画し、議会承認を得て、令和6年9月に民間事業者と契約いたしました。

ところが、令和6年11月10日の豊橋市長選挙で当選した長坂尚登市長は、選挙公約として掲げ（選挙結果をもって）、有権者の信任を得たという理由だけで、議会の議決を経て締結されたアリーナ事業の契約を、議会への説明もないまま、契約解除に向けた協議の申入れを選定事業者の豊橋ネクストパーク株式会社へ通知しました。

このことを受け、大村秀章愛知県知事をはじめ、近隣市町の首長からも心配するコメントが報道されており、これまでの要望活動を一緒に行ってきた東三河地域にも影響が少なくないと考えています。いわゆる新アリーナの建設が中止となれば、多くの市民や子どもたち、各種団体が期待している効果や機会が失われることとなります。

近い将来に発生が予測される南海トラフ大地震などに備え、市民の命を守るための最新の防災拠点も失われ、総合体育館の過密化・老朽化への対応により市民利用が制限されている課題解消も先送り、武道館など、他の公共施設との集約・複合化も視野に入れた整備も先送り、B1リーグをはじめとするプロスポーツや、子どもや若者が魅力を感じるコンサートやエンターテインメントなどを身近に体感でき、多目的に利用できる機会の創出、こうした効果や機会が失われるとともに、この事業に関わってきた国・県からの補助金や信頼も失われることと予想されます。

また、署名活動においては、2週間ほどの短い間に13万4,092名の署名を頂きました。内訳は東三河約12万9,000人、うち豊橋5万8,931人、その他全国各

地からも含め、5,092名でした。

平仮名ばかりで書いたメッセージには、子どものために豊橋をきらきら光る、輝くまちにしたいという思いが改めて湧き上がりました。

こうした背景を踏まえ、当会は、未来の豊橋が持続可能で、夢のあるまちになるために、豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を強く強く要望いたします。

よって、次の事項についてお願いします。

請願事項、1、豊橋公園東側エリア（アリーナ）の契約継続を図られたいこと。

以上です。ありがとうございます。

P. 29 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

以上で、意見陳述を終了いたします。

では、陳述者の方は傍聴席へお戻りください。

〔意見陳述者、傍聴席へ移動〕

P. 29 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

次に、本請願についての質疑に入ります。

なお、質疑に当たり、答弁する紹介議員を指名することも可能ですが、紹介議員は指名にかかわらず、どなたでも答弁することができることとさせていただきます。

それでは質疑を許します。

質疑はありませんか。久保委員。

P. 29 久保大司委員

◆久保大司委員

ただいま出されております、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、紹介議員の方に1点お伺いします。どなたがお答えいただいても結構です。

今回集められた署名の中において、子ども、いわゆる選挙権を持たない若い世代の署名があったのか、認識をお伺いいたします。

P. 29 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

お答えいたします。ただいまお子様、未成年の署名があったかとのことでございますが、年齢等の詳細等、また人数等は把握しておりませんけれども、筆跡等からお子様、明らかにお子様からの署名であろうというものは確認されておりますし、また、実際に署名された方々から、そういったお子様からの署名もございましたというようなお話も伺っております。

以上でございます。

P. 30 久保大司委員

◆久保大司委員

確認させていただきました。実際の年齢を書く欄はないということでありつつも、そのようなお子さんからの署名もあったということで確認させていただきました。

紹介議員への確認は以上です。

続けて、質疑を一問一答でさせていただきます。

ここからは当局への現況確認をさせていただきます。

まず、1点目として、1回目といたしまして、今回の署名者数のうち、市外署名者数は7万5,152人と伺っております。この部分について伺ってまいります。

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業につきまして、第6次豊橋市総合計画の実施計画において、選ばれ集うひとの流れづくりの事業として設定され、本市の交流・関係人口の拡大をするための事業と位置づけられております。交流人口や関係人口の定義については専門家により様々であるものの、おおむねその自治体に往来のある方、何かしら関心を持っている方として質疑を行います。

改めて、この豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願において、総署名者数13万4,083人のうち、市外署名者数7万5,152人について、世間では一部の声として、豊橋市の事業に対して、市外署名者数は無意味だというような御意見もあるのも承知しております。しかし、この7万5,000人という数については、到底無視できない数とも思います。

その上で、本市のまちづくり総合計画にある交流・関係人口の拡大において無視できない数が現れた形と認識しておりますが、本事業が総合計画の実施計画に定める交流・関係人口拡大の取組に対して、この市外署名者数7万5,152人をどのように受け止められたのか、認識をお伺いします。

P. 30 北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

◎北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業、いわゆる豊橋公園東側エリア（アリーナ）事業は、第6次豊橋市総合計画に定められた個別戦略である、選ばれ集うひとの流れづくりに位置づけられた事業であり、今年度の実施計画において、多目的屋内施設を核とした豊橋公園東側エリアの再整備を行い、市民のスポーツ環境の充実を図るとともに、まちのにぎわい創出につなげることであります。

この実施計画では、多目的屋内施設を中心に広域からの利用・集客を期待しております。そのために市外の方々の関心も高かったのではないかと認識しております。

以上です。

P. 30 久保大司委員

◆久保大司委員

1回目、御答弁いただきました。

市外の方々の関心が高かったのではないかと認識をいただきましたが、2回目といたしまして、長坂市長にお伺いをいたします。

ただいま当局の答弁においては、関心が高かったという認識だと伺いましたが、長坂市長として、この交流人口、関係人口の拡大に寄与する事業であると認識されたのか、どのような感覚を持ったのか、お伺いをいたします。

P. 31 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

P. 31 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。多目的屋内施設整備推進室長。

P. 31 浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

◎浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

繰り返しにはなりますが、市外の方々の関心も高かったのではないかと認識をしております。

以上でございます。

P. 31 久保大司委員

◆久保大司委員

同じ答弁がなされております。

その認識については理解をするところですが、その認識を受けて、本事業が、これだけの署名者数が集まったということで、実施計画に定める交流人口拡大、関係人口の拡大に寄与する可能性があるかどうか、どういう認識を持たれたのか、さらに深い部分をお聞きしておりますので、御答弁よろしくお願いたします。

P. 31 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

市長に答弁を求めるとということで、答弁を求めます。副市長。

P. 31 杉浦康夫副市長

◎杉浦康夫副市長

それでは、再度、久保委員の質疑にお答えをさせていただきます。

本事業につきましては、交流人口、関係人口の拡大に寄与できるものと認識をしております。

以上です。

P. 31 久保大司委員

◆久保大司委員

確認させていただきました。

私も、この市外署名者数7万5,000人余り、総じて13万4,000人余りの方々の署名というのは、まさに本市の交流人口、関係人口の拡大に寄与するものと認識するところであります。認識が一致してよかったです。

では、さらに質疑を伺ってまいります。

先ほど、紹介議員の方に子ども、お子さん、いわゆる選挙権のない若い世代の署名はあったかということについて、年齢を書く欄はありませんので、その数は断定できないものの、子どもの署名もあったという確認がありました。

それでは、お伺いいたします。

長坂市長は所信表明において、楽しい子ども時代を過ごせる豊橋を掲げられております。先日までの一般質問においても、お子さんの声を聴くとか、子どもの立場で考えていくという言葉で、いろいろ考えが述べられておりましたが、この署名に限らず、もう契約解除の協議申入れに至るまでに、子どもの意見について、どのように把握されているのか伺います。

P. 32 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。市長。

P. 32 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

市長就任後ということであれば、短い期間での判断になりましたので、そのような把握等はできておりません。

以上です。

P. 32 久保大司委員

◆久保大司委員

把握されていらっしゃるということでした。

当然、長坂市長の立場でいきますと、一定市長選において様々掲げられた公約の中で、本事業の中止というので、一定民意を得たという立場であると思います。当然、私自身、選挙制度の根幹である部分を否定するつもりはありませんし、長坂市長に投票された方々の中にも、アリーナ中止を掲げたところに共感を得て投票された方もいらっしゃると思います。

その上で、子どもを大事にする政策を掲げられた長坂市長ですが、先ほども申しましたように、署名の中には、恐らくお子さんの署名もあったであろうということに対して、契約解除の前に選挙権を持たない、これは何が言いたいかという、選挙行動に自分の意見を表すことができない若年層に対する意見収集の在り方も非常に大切なところだと思います。

改めて、もう既に契約解除の協議申入れをなされている最中ではありますが、この先、お子さん、子どもの意見、若い世代の意見について、どのように募っていくのか、把握されていくのか、その認識をお伺いいたします。

P. 32 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。市長。

P. 32 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

趣旨確認をさせてください。

P. 32 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

許可します。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

この先、ごめんなさい、ちょっと言葉はあれですけど、選挙権を持たない未成年の方々の御意見を、どのようにということですけども、これはごめんなさい、何に対する御意見ということでもよろしいのでしょうか。

P. 33 久保大司委員

◆久保大司委員

ちょっと整理させていただきます。

今回出された署名の中に、一定お子さんがいらっしゃるという話でした。その方々が本当に、どのくらいいるのかとか、どういう思いで署名をされたのかということも含めて、本事業の継続に対する判断を、継続か中止かを判断していく上で、お子さん、選挙権を持たない若い世代の意見も重要だと考えておりますけれども、本事業を継続するかどうか、そういう部分について子どもの意見が必要ではないかということで質疑しております。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

署名を書きくださった子どもたちに対してということでもよろしいですかね。

この署名自体は、この請願に対してのみ使うということで集められたものだというように認識しておりますので、この署名に名前がある方、子どもにかかわらず、それを用いて何か意見収集することというのは不適切だということ考えております。

以上です。

P. 33 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

市長、その署名が、子どもさんの署名があるということを踏まえて、今後、建設中止をする判断の材料に、子どもの意見をどうように取り入れていくのか、考えているのかという、そういう質疑だと思うので。その署名だけの話ではなくて、子どもさんの意見を、それを踏まえて、今後どうようように生かしていくとか、考えがあるのかという、そういう質疑だったと思うのですが。

P. 33 久保大司委員

◆久保大司委員

すみません。私も、もう1回整理させていただきます。

署名の中に、恐らくお子さんもいたであろうという部分の一つ。それを踏まえた上で、この署名に限らず、今後、事業の継続をするか、しないのかという判断を進めていく上で、お子さん、選挙権を持たない将来を担う子どもたちの意見を、どのように集めていくのか。そのことの認識をお伺いしております。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

本請願の議会での取扱いの結果によることになると思いますので、答弁を控えます。

以上です。

P. 33 久保大司委員

◆久保大司委員

この後も審査が続く本請願の結果をもって判断されるということで、その点に期待をいたしまして、私の質疑を終わります。

P. 34 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。齋藤委員。

P. 34 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

それでは、私からも6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、一問一答の形で質疑を行っていききたいと思います。まず、1点目ですけれども、当局にお伺いをしたいと思います。

長坂市長は、既にもう議論がありますように、現在結ばれている契約について、解除する方向で申入れを行ってという状況に今なっています。

そういう状況の下で、今回の請願趣旨を見ますと、人口減少の実情があり、地域の自立と持続可能な郷土を創生するという点からも、新アリーナが大事だと思うので、継続してほしいという請願ではあるわけですが、市長は、この契約を解除するという状況をもった上で、この請願の趣旨の中で言われている人口減少や地域の持続可能性について、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

P. 34 林真也政策企画課長

◎林真也政策企画課長

人口減少や持続可能なまちづくりへの対応というのは、幅広い分野で総合的に進めていくべきものであると認識しております。

このため、これまで進めてきました子育てや教育に係る様々な支援策をはじめ、産業の活性化や医療・福祉の充実、さらには公共施設の総量削減や立地適正化の推進など、総合計画を着実に推進していくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

P. 34 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

人口減少や地域の持続可能性について、今アリーナの継続を1回切るという方向の判断をした上で、考えているということは確認をさせていただきました。

二つ目に、ごめんなさい、投げていない話をまたして申し訳ないのですが、意見陳述の中で、改めて、この多目的な屋内施設についての言及がございました。

この間、一般質問なんかでも、いろいろ聞いている中でも、ちょっと私からも分からなかった部分が1点ありますので確認をしたいのですが、防災拠点の機能が含まれているという事業だったわけですが、その防災拠点としてのアリーナという形での機能が実現はしない方向になっているのですけれども、防災拠点というのはそもそも、豊橋市内に何か所も、いわゆる支援の、受援の体制のための拠点というのは指定をされておりまして、既にあったりもする。指定されているわけもあるんですけれども、この新アリーナができないという状況の下での、防災拠点の考え方を確認させていただけますでしょうか。

P. 34 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時32分再開

P. 35 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの齋藤委員の質疑に対して、お答えをする担当の職員を、急遽出席要求をしたいというように思いますので、この際、休憩をいたします。

午後3時33分休憩

午後4時再開

P. 35 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、請願と陳情のこの後の審査に関係しない説明員に対しては、退席をしておりますので御了承いただきたいというように思います。

それでは、齋藤委員の質疑から再開をしたいと思います。齋藤委員。

P. 35 齋藤啓委員

◆齋藤啓委員

ちょっと今回、休憩も含めてですけれども、本来ですと各派代表者会議を含めた総務委員会のほうでの出席要求の時点で、想定される質疑とそれに必要な職員さんの出席要求を議会側がお願いをしなければいけない立場でしたので、私としても改めて広がったことで、こういう形の休憩の時間をいただいたことと、出席をかけたことについてはおわび申し上げたいと思います。

それでは、質疑を進めたいと思いますけれど、今回、意見陳述の中で多目的な屋内施設という、多目的という観点から、防災活動拠点が失われることについての懸念の御発言もあったものですから、今回、長坂市長の下で防災活動拠点としての機能が、新アリーナができないということで、なくなることについて、防災活動拠点全体の豊橋市としての考え方、この先どういうように考えるのかについてお伺いをしたいと思います。

P. 35 榊原修治防災危機管理課主幹

◎榊原修治防災危機管理課主幹

屋内施設ができることにより、受援の際の活動環境におけるプラスの面は想定されますが、現時点において、地域防災計画や関連計画に多目的屋内施設

及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する記載はありません。したがって、豊橋公園を防災活動拠点とする防災計画に影響はありません。  
以上です。

P. 35 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

アリーナという環境の下での防災活動拠点のメリットというのは、一定あるというように私も認識をしますけれども、それが無いからといって、防災の活動に大きな支障が生じることはないという認識で分かりました。

3点目にお伺いしたいのですが、先ほど久保委員の質疑の中で、子どもの意見というお話がございました。

それでは、お伺いしたいと思うのですが、現在のまだ契約が破棄されていない計画の策定に向かう中で、子どもの意見というのはどれくらい聞いて、また反映をされているのか、お伺いしたいと思います。

P. 36 北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

◎北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

令和5年度に策定した多目的屋内施設整備基本計画の作成過程において、令和4年7月、9月、10月に市民とのワークショップ、できたらいいな、こんなこと！多目的屋内施設ワークショップを実施し、市内在住、在学、在勤の高校生以上の方を対象として募集しました。結果として、参加者には高校生以下の参加はなく、大学生の参加はありました。

また、同じく、基本計画の作成過程において、令和4年10月に市民アンケートを実施しており、その対象者は市内在住の16歳以上3,000人を対象としています。年代別の集計結果では、10代が27名、全体の2.3%でした。

以上です。

P. 36 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

アンケートなどによって高校生以上であるとか、15歳以上であるとか、そういう声を聞いてきたということについては、確認をさせていただきました。

私のところには、豊橋公園を使っている子どもたちから、豊橋公園の現在の機能が失われてしまうのではないかと。駐車場がなくなってしまうと、気軽に行き遊ぶことができないのではないかとといった声なども起こっています。

子どもの声というのは、私はもっと丁寧に聞いていく必要があるというのは、久保委員と同じ認識ではございますが、殊、アリーナの建設に関わって、いずれにしても十分に子どもの声を聞かずに計画が進んできたのではないかとということについては、私は感じる場所があり、そのことは指摘をさせていただきます。

続きまして、紹介議員の皆さんに続いてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、1点目ですが、意見陳述の中でも述べられておりましたように、近隣の自治体の首長や県知事が、この請願署名の取組について記者会見や新聞の取材に答えるということがありますが、紹介議員の皆さんはこのことを確認しているかを、まずお伺いしたいと思います。

P. 36 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

確認しております。

以上です。

P. 36 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

それでは、この県や市町村の、市町村というか、特に新聞記事になったのは市の首長さんだと思いますけれど、このコメントした内容についての紹介議員としての認識をお伺いしたいと思います。

P. 36 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

まずは、たしか一番初めが愛知県、大村愛知県知事であったかなというように思っております。

お話の中身としては、やはりこのアリーナの事業に関しましては、新愛知県体育館のサテライト会場であって、今回の多目的屋内施設の整備に関しまして、調査費用としまして5,500万円ほどの補助金も出されておまして、現在、半分頂いておるような形だ思う。残り、半分は返してくれというような、そんなようなお話だったかなというような、かなりお怒りのイメージが、受け取っておられました。

また、三遠ネオフェニックスさんが、このプレミアリーグ入り、これも取消しになるようなことになるけれども、豊橋市民は、これでよいのかというようなことも強くおっしゃられていたかなというように認識しております

そのあと、ちょっと順不同になるかもしれませんが、新城市さんから、豊川さん、田原市さん、蒲郡市さん、各市の市長さんから、それぞれコメントをいただいております。

共通の認識といたしましては、やはりこの豊橋を進めていく案件でございますので、大きく口を出すわけにはいかないけれども、やはり東三河の発展を考えたときに、このアリーナ施設というものは、とても重要になってくるし、地域間交流のことも含めて、そういったこともございますので、長坂市長には、また推進に転じてもらうようにお話をしていきたいとか、同様のコメントをそれぞれの市長からお伺いをしたというように承っておりますし、我々もそれに関しては同感ということで、よろしいかと思っております。

以上です。

P. 37 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

認識についてお答えをいただきました。

例えば、豊川市長はどのように言っているかと言いますと、計画の存続に向けて長坂尚登市長へ働きかけていきたいと、フェニックスの強烈なファンであること、署名活動にも協力をしたということを含めて、アリーナを豊橋に建設してほしいと思っていると、それによって東三河の交流人口が増

えて、地域にもプラスになる、あらゆる方法で長坂市長に働きかけていきたいと語った。これは新聞記事からの引用ということになりますけれども、このように語っておられるということなんですね。

続いて、もう一つお伺いをしたいと思います。

署名数ですね。たくさんさんの署名が集まっておりまして、そのうち豊橋市民が5万8,931筆、それに対して市外の方が7万5,152筆と、大変多く署名をしてくださっております。

その理由について、どう認識しているかをお伺いしたいと思います。

P. 37 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

豊橋市外の、いわゆる東三河の方々のほうが数字が多いというか、どの数字を持って多い、少ないということが言えるかというところもございますけれども、確かに、今回のこの豊橋市民よりも、この東三河全域で集まった数のほうが、1万数千ですか、かなり多く集まってきておるかなという感じでは捉えております。

これも、先ほどお話がどこかでも出ておりました。それほど、やはり先ほどの首長さん方の、各市町の首長さん方の御発言にもあったように、東三河全域にお住まいの方々が、この豊橋の、この施設に関して期待もしておるし、楽しみにもしておるし、契約を破棄されては困るという意思の表れだったのかなというように思いますし、この7万筆という東三河全域の、豊橋市以外のこの数字に関しましては、非常に私はありがたいなとも思っておりますし、大切にしなければいけない、これは東三河全体の総意じゃないのかなというように思っております。

以上でございます。

P. 38 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

新聞報道などを見ますと、豊橋、東三河にとどまらず、全国からたくさんさんの署名が集まっているというように思っておりますが、その御認識はありますか。

P. 38 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

この署名は全国から集まっているという認識自体はございます。

P. 38 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

全国からとなると、先ほどの東三河の皆さんの期待とは、また違う要素があると思っておりますが、その理由について、どういう認識であるかをお伺いしたいと思います。

P. 38 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

これは我々も、たしか豊橋、東三河以外で、県外で5,083筆、県外じゃない、ごめんなさい、東三河とか以外ですかね。県外ですね、ごめんなさい。県外で5,092筆というように伺っておりますけれども、これはもちろん、どなたが、どちらの方が書いていただいたところまでは把握いたしておりませんが、恐らくこの東三河の在住者の方々のお知り合いであったりとか、あるいは日本全国の、今回の三遠ネオフェニックスさんのブースターである方、あるいは対するチーム、いわゆるBリーグ、バスケットリーグを愛していらっしゃる方々からも当然、筆を取っていただいたのではないのかなというように推測はしております。

以上です。

P. 38 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

この間の質疑で確認をさせていただいたことを踏まえると、近隣の市町村の皆さんも東三河の地域での効果について期待をされております。また、三遠ネオフェニックスのブースターの皆さんをはじめとして全国からも、できたらよいよねという期待感もあるというようなことがあるということでございます。

すると、私の認識から言うと、仮に1回これで契約を切りますよという手続に入って、契約を切りましたという状況も含めて、今回は請願としては続けてほしいということなんですけど、本来あるべき多目的屋内施設というものを考えたときに、果たしてこのままでいいのかと、そうした近隣の市町村の皆さん、首長さんが造ってほしいのだと。フェニックスの皆さん、そして、ブースターの皆さんも造ってほしいのだと。

このまま豊橋市の市民の税金を使って造るような施設ではなく、改めて別のスキームでの施設が必要になってくるのじゃないのかというように私は思うわけですが、紹介議員の皆さんの認識をお伺いしたいと思います。

P. 39 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員

新たなスキームということですね。別の考えということかと思えます。

ただ、今回のこの請願に関しましては、現在のこの多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業、これに対して署名活動を行った請願でございます。

もちろん、この事業に関しましては、やはり多額の国あるいは県からの補助のお金等も動くということでございますので、その別の仮定のスキームということに関しましては、ちょっとこの場では、申し上げることはできかねるかなというように思っております。

以上でございます。

P. 39 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

質疑を終わります。

P. 39 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにございませんか。小原委員。

P. 39 小原昌子委員

◆小原昌子委員

私からは、一問一答で当局に現況質疑をさせていただきます。

まず、請願趣旨に生産年齢人口は減少し、経済規模の縮小、社会資本の老朽化が進み、地域活力は減衰しましたとありますが、豊橋公園東側エリアに関する社会資本、とりわけ今回の事業に関するスポーツ施設の老朽化の現況についてお伺いいたします。

P. 39 北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

◎北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

豊橋公園東側エリアにおける施設のうち、武道館は昭和48年に開館されてから築50年以上が経過をし、大雨時には館内の至るところで雨漏りが発生するほか、畳や床材、トレーニング機器、外壁など、館全体で劣化が著しく進んだ状況となっています。エレベーターやエアコンもないことから、利用者への快適なスポーツ環境の提供という観点からも、改修等の対応が必要となっている状況です。

また、豊橋球場は昭和23年に、軟式庭球場は昭和24年及び昭和48年に、硬式庭球場は昭和40年にそれぞれ開設され、コンクリート製の観覧席はひび割れが目立ち、防球ネットが劣化するなど、長い年月が経過していることにより、施設の老朽化が進んでいる状況です。

以上でございます。

P. 39 小原昌子委員

◆小原昌子委員

老朽化の現況について確認をさせていただきました。

次に、請願趣旨に人口減少を少しでも食い止め、地域の自立と持続可能な郷土を創生するために、豊橋市は新アリーナを核としたまちづくりを計画しとありますが、令和6年11月10日までの本市の取組は、どのような考えで進めた計画であったのか。具体的には、豊橋市は新アリーナを核としたまちづくりの計画とは、どのような計画であったのか改めてお伺いいたします。

P. 40 北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

◎北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

本市では、新アリーナを核としたまちづくり基本計画2019-2023を平成31年3月に策定し、スポーツをする・観る環境の整備、スポーツを支える人づくり、地域経済の活性化とまちなかのにぎわい創出の三つを基本方針として定めております。

それぞれの方針について、スポーツをする・観る環境の整備では、誰もが健康で笑顔あふれる生活を送れるよう、スポーツをする・スポーツを観る拠点となる新アリーナの整備を進めますとしています。

スポーツを支える人づくりは、指導者、ボランティア、選手を応援する人など、スポーツを支える人づくりを進めますとしています。

地域経済の活性化とまちなかのにぎわい創出は、新アリーナの立地を活かした、地域経済の活性化とまちなかのにぎわい創出に寄与する取組みを進めますとしています。

その後、新アリーナを核としたまちづくり基本計画の考えを踏襲した多目的屋内施設整備基本計画を令和5年8月に策定いたしました。

以上でございます。

P. 40 小原昌子委員

◆小原昌子委員

お答えをいただき、新アリーナを核としたまちづくり基本計画の考えを踏襲した基本計画であるということを確認させていただきました。

続きまして、多目的屋内施設整備基本計画に関連して、まちなか未来ビジョンについてお伺いいたします。

まちなか未来ビジョンの策定主体は、2022年3月に新たに組織された豊橋まちなか未来会議であります。構成員は豊橋市も一員ですが、豊橋商工会議所、愛知県、豊橋警察署、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学、豊橋市自治連合会、豊橋発展会連盟、総合開発機構、豊橋銀行協会、豊橋信用金庫協会、豊橋鉄道、愛知県タクシー協会東三河支部など、多様な主体が議論を重ね、多目的屋内施設を核としたまちの活性化など、まちなかの未来に向けて作成したものと認識しておりますが、整備基本計画との関連性についてお伺いいたします。

P. 40 北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

◎北村充多目的屋内施設整備推進室主幹

令和6年3月に策定されたまちなか未来ビジョンは、30年後の豊橋の姿を描かれたものであり、当該ビジョンの中において多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリアの整備が、まちなかの公共空間利活用の推進によるにぎわい創出や、公共空間整備による回遊性の向上につながる事業として整理をされております。

以上です。

P. 40 小原昌子委員

◆小原昌子委員

にぎわい創出や回遊性の向上につながる事業として整理されておるということで、関連性はあると受け止めさせていただきます。

続きまして、請願趣旨に、未来の豊橋が、持続可能で、夢のあるまちになるためにとあります。

私はそのような事業になると考え、推進してきましたが、豊橋公園東側エリア（アリーナ）事業は、こうした趣旨に沿う事業であったのか、改めて確認をさせていただきます。

P. 41 浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

◎浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

本事業の核となる多目的屋内施設につきましては、単にスポーツをすることができる施設を整備するというのではなく、スポーツを見る施設として、多様な国内トップレベルのプロスポーツの魅力を感じることができるような機能も整備することとしてきました。

また、民間事業者の運営によりまして、コンサート興行などのエンターテインメントやコンベンションなどの大規模イベントから、アマチュアスポーツ大会や市民利用まで、幅広い利用を考えてきました。

さらに、災害時には防災活動拠点としまして、円滑に機能転換が可能な施設としても計画をしておりました。

このように、本事業は多目的屋内施設を生かし、まちなかのにぎわい創出にもつなげることとして計画をしておりました。

以上でございます。

P. 41 小原昌子委員

◆小原昌子委員

お答えをいただきました。こうした趣旨に沿う事業であったと私も確認をさせていただきました。

次に、長坂市長は今後の市政運営について、代表質問にて市民からの信頼が大切、多様化する市民ニーズの全てに本市のみで対応することは難しく、市民や事業者、大学、あるいは国や県、近隣市町村等、様々な主体と連携して取り組むことが重要であるとの認識の下、これまで築き上げてきた様々な連携体制をさらに強固なものにしていくと、力強いお答えをいただいたところであります。

そこで、事業継続を求める市民が、13万余の署名の声を添えて提出された請願を受けて、現状でよろしいので、どのように対応されるのか、長坂市長の認識をお伺いいたします。

P. 41 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

対応については、これはまず、この請願に対する議会での取扱いを受けて、どうするか、考えるか、考えないかということだと思いますので、答弁は差し控えます。

以上です。

P. 41 小原昌子委員

◆小原昌子委員

採決前ということでございますが、請願の結果は大変重たいものであるというように思っております。しっかりと受け止めていくことを、強く求めてまいります。

以上で終わります。

P. 41 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。坂柳委員。

P. 42 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

では、一問一答方式にて、現況について質疑をさせていただきます。

請願の方の思いは、未来の豊橋が持続可能で夢のあるまちになるためにということで、豊橋公園東側エリアの契約継続を望む請願であったかなというように思っています。プラス、市長が言う楽しい子ども時代を過ごせるまちに必要な計画かどうかということで、現況質疑をしていきたいなというように思っています。

まず最初に、私の一般質問のときに長坂市長が、私の質問は、本市のまちづくりにこの本事業が、本事業というのは多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業であります、この本市のまちづくりに不要との考えや認識について聞きましたら、これまでの豊橋公園の姿を大きく変えるものであり、このことは多くの市民が望むものではなかったというような認識でありました。委員会でございますので、もう少し細かく現況を聞いていきたいなというように、まず思っています。

事前協議の申入れ等によって、工事が今、豊橋公園内の東側エリア、止まっておるというように思います。現況ということで、現状、豊橋公園の東側エリア、今の状況について、もう少しどういう状況になっているか、詳しく教えてください。

P. 42 浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

◎浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

現在、本事業に関しましては、事業者に対しまして工事の一時中止を通知しておりまして、仮囲いであるとか、あと現場事務所、こういったものにつきましては、設置をされた状態となっております。

以上でございます。

P. 42 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

次に、現状、豊橋公園としての機能というのは、どのように認識をしているかお伺いさせていただきます。

P. 42 石原幸治公園緑地課長

◎石原幸治公園緑地課長

豊橋公園東側エリアにつきましては、野球場、陸上競技場、武道館、テニスコートといったスポーツ施設を中心とした動的ゾーンとしての機能を有しておりましたが、現在、野球場を利用することができないことから、こうした動的ゾーンとしての機能の一部が利用できない状況であると認識しております。

以上です。

P. 42 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

では、いつまでこの状況が続くのか、現状でいいもんですから、認識を確認させてください。

P. 42 浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

◎浅倉淳志多目的屋内施設整備推進室長

現在、契約解除に向けた協議の申入れをしている最中でございまして、いつまでこういった状態が続くかは、現時点では分かりかねます。以上でございます。

P. 43 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

現時点で分からないという形の中で、私も今日、現況質疑をしようかなと思って、あそこの豊橋公園に入って、ぐるっと車で回ってきました。囲ってある部分があるし、今まで管理棟という形の建物もあるし、囲って工事現場用の管理棟も今現状あります。豊橋公園をもし利用しようとしても、正面の信号から入って行って、右側のトイレは今、全部囲ってありますから、トイレが使えない状態なんですわ。

今言ったように、豊橋公園を使っている方もおられる中で、公園が使われていないという現状というのは、私はいかがなものかということをもまずは指摘をさせていただきますし、やはりしっかりとその部分、対応を図るべきだということをもまずは指摘させていただきます。

そんな中、現況質疑に入らせていただきます。

先ほど言いました、長坂市長は私の質問に、豊橋公園の姿を大きく変えるものであるとっておって、多くの市民が望むものではなかったというように認識しているという答弁でありました。姿を大きく変えるとなると、僕は、普通はよくなるというように思うんです。でも、契約解除に向かっていくということは、変えることが悪くなるというようなイメージで、長坂市長は考えておるかなというように思って、現況を聞いていきます。

まず1点、豊橋公園の緑について、少し聞いていきたいというように思っています。

答弁で豊橋公園と言っていました。豊橋公園は西側もあるし、東側もあります。今回の工事は東側であります。ですから西側の緑というのは、全然変更がまずないということを理解してください。

いろいろ議論の中で、多分、都市計画法だとか、建築基準法だとか、風致地区に関係するそういった地区における建築等の規制に関するもの、条例だとか、景観計画だとか、都市公園においては、都市公園法という形の中で、しっかりと緑を守りながら、新しい事業の計画が僕は聞きたいというように思っています。

そんな中、総務委員会で令和6年8月1日に、この事業の概要提案について報告が委員会でありました。そのときの資料を見ると、景観・配置において、豊橋公園の豊かな緑や起伏を活かし、景観と調和したアリーナを創出、良好な自然と調和し、心地よい緑が感じられる景観を創出する配置計画ということで、既存野球場内に建物を配置することで、周囲の既存樹木をできるだけ活かした建物配置とします。建物の南側に芝生広場とこども広場を整備することで、記念樹や多くの樹木を保全する計画としますというようにいっているんですね。

そうすると、未来という部分でいくと、長坂市長は今の現状と、この計画によって、どれだけ緑が少なくなるというような認識を今持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

P. 43 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

答弁を求めます。市長。

P. 43 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

私、事業者の提案を見ておりますので、ある程度どのぐらいというのは把握している部分はありますが、事業者の提案の中で、そこに書いてある文章以上は公開できない、公開しないということになっているので、これ以上の答弁は申し訳ないですができません。

以上です。

P. 44 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

次に移らせていただきます。

駐車場の件であります。先ほども言いましたけれど、今、豊橋公園自体が、動的部分でいけば野球場がないよという話でございしますが、朝行きました。何の運動も動いていないにもかかわらず、あそこには駐車場が入っていくとあります。結構な車が止まってあります。すみません、管理が悪いということ言うわけではありません。あの状態が本当に豊橋公園でいいのかなというように、私は現状でも直すべきだというように思っています。

そうすると新しい計画では、しっかりと400台の駐車場の計画があり、そういった部分では、あの公園内の駐車場という部分では、しっかりと新しい計画のほうが整備されるというように思いますが、現状と計画を見て、市長の認識を聞きます。

P. 44 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

私、提案書を見ておりますので、駐車場がどういようになるかということもある程度、そこに書いてあること以上に把握しておりますが、繰り返しにはなりますけれども、提案書に書いてあった、いわゆる8月1日でしたかね、8月1日の報告以上のことは、ちょっと答えられないだろうということでありますので、8月1日の報告に記載のところまで、あるいはその前の基本計画や要求水準書に載っている範囲でお答えをさせていただきますと、台数については、そちらに書いてあるとおりだと思います。

現状というのは、今おっしゃられたような現状でありますよと、おっしゃられていないところで言うと、今は無料で止めることができますよ。提案については、細かくは申し上げられませんが、もともと要求水準書自体というの、有料化の方向性が示されておりますので、ここまででとどめておきますと、そういうところも踏まえて、ごめんなさい、聞かれているポイントは何でしたっけ。プラスもマイナスもあるというように考えております。

以上です。

P. 44 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

答弁ありがとうございます。

最後にもう1点だけ聞かせてください。

市長は、やはり楽しい子ども時代を過ごせるまちにということで、やっぱり子ども目線で様々な事業を展開していくんだなというように思っています。この豊橋公園における子どもにとってという部分で、もう1回、現況確認をさせてください。

今現状、児童遊園という部分が豊橋公園の信号より右手のところにあります。一番奥に入っていくと、芝生なのか、雑草なのか分かりませんが、旧体育館の広場があります。あそこは、私から言えば、管理していないような芝生広場、雑草広場かなというように思っています。

新しい計画では、多目的広場であったり、芝生広場であったり、こども広場という計画が提案されていると思います。特に、こども広場におきましては、乳幼児用の遊具や、障害の有無にかかわらず、全ての子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具、シンボル性のある児童遊園を整備というような話があるのと同時に、計画の中では安全に利用できる魅力的なこども広場となっています。

新しい提案というのは、私、多目的広場を含めて、やはり子どもたちが遊んでも、今の状態よりも安心で、安全に遊べる広場の空間が提案されているというように思っています。

現状と比較して、すばらしい広場が展開されるというように私は思っていますが、その部分について、市長の認識を最後にお伺いさせていただきます。公園機能としての子どものためにということです。

P. 45 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

趣旨確認をさせてください。

P. 45 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

許可します。

P. 45 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

確認ですけれども、子どもの広場だけの話の比較なのか、公園全体というか、東側エリア全体での子ども目線というところかというところを確認させていただきます。

P. 45 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

子ども目線という多目的広場、こども広場、芝生広場が新しい計画にはあります。現状と比較して、大分大きな面積で広場があると思いますので、その辺の認識です。

P. 45 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長

今8月1日付の報告書に書いてあるものは、事業者目線で見たときに非常にいいことしか書かれていないものだと、私は思っております。

他方、私は提案書、ほかの部分も見ている部分があります。これ以上は差し控えますけれども、現況がいいのか、あるいは新たな提案がいいのかということについては、人それぞれの判断によることになるんじゃないかなと思うところがありますので、これ以上については、評価は差し控えていただきます。

以上です。

P. 45 坂柳泰光委員

◆坂柳泰光委員

市長からそのような答弁をいただきましたけれども、我々議会はいただいた資料の中で、今、私が言ったところが一番、提出された資料の中で話をしていますので、隠れた部分の資料は、我々議会は見えていませんので、これ以上のことは、私は言えません。

ですから、私としては、議会に提案された資料の中で、資料を見て、いろいろな方々と議論をして、当局とも議論を交わして、この事業が進むべき事業だなということで、議決をさせていただいたことをお伝えさせていただき、現況質疑は終わります。

P. 46 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

ただいま、委員外議員の山口議員から発言の申出がありました。

しばらく休憩します。

午後4時37分休憩

午後4時41分再開

P. 46 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りいたします。

山口議員からの委員外議員の発言の申出を許可することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 46 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

では、そのようにいたします。山口議員、発言席に移動をお願いします。山口議員。

P. 46 山口倫世議員

◆山口倫世議員

新しい豊橋、山口倫世です。よろしくお願いたします。

一問一答にて1点、質疑させていただきます。

1、請願署名の集め方について。私は2度否決された住民投票条例の制定を求める直接請求の署名を一生懸命行った者としても、この署名活動というものは、日本国憲法第16条に定められた国民の権利の一つとして、大切なものと認識しております。

ただ、12月3日に議会事務局に提出されました、豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願書に係る請願署名の集め方について、パワハラまがいの署名集めだったとの相談を市民の方から受けましたので、質疑をさせていただきます。

この署名は市役所が行ったものではもちろんありませんし、問題ある署名の集められ方をした人も、どこに問い合わせたよいか分からなかった方も、一定数いると想像します。

そこで、このような請願署名の集め方について、当局に問合せや連絡があったか、現況をお伺いたします。

P. 46 小嶋聡行政課長

◎小嶋聡行政課長

複数課にまたがりまますので、私のほうでまとめて答えさせていただきます。

問合せではございませんが、現時点で多目的屋内施設整備推進室に5件、秘書課に1件のメールでの情報提供があったことを確認しております。

以上です。

P. 46 山口倫世議員

◆山口倫世議員

多目的屋内施設整備推進室にメールで5件、秘書課のほうにメールで1件、それぞれあったとお答えいただきました。いずれもメールで貴重な御意見があったと確認できました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

P. 47 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 47 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を打ち切ります。

それでは、紹介議員の方は議員傍聴席にお戻りください。

〔紹介議員、議員傍聴席へ移動〕

P. 47 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

これより討論に入ります。

御意見の発表をお願いします。御意見はありませんか。斎藤委員。

P. 47 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

それでは、本請願、第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、日本共産党豊橋市議団を代表して、不採択の立場から討論を行います。

請願にある豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業、正式名称で言いますと、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、私ども日本共産党豊橋市議団は従来から、幾つかの理由から反対の立場を取ってまいりました。

一つは、浅井前市長のアリーナはゼロベースで市民とともに検討する。豊橋公園を使わないという公約に反しているということです。

二つ目は、事業そのものの問題です。PFIのBTコンセッション方式を取り込むことで、建物こそ公共施設でありながら、運営は丸ごと民間企業に渡され、イベントをメインに行うための箱物事業を豊橋公園に造り、豊橋公園のありようも大きく変えてしまうものであることです。

アクセスの不安にも答えがなく、5,000席、VIPルームといったB1リーグの基準に沿った、市民のスポーツの場としての期待されるものとかけ離れた施設になっていると考えています。アリーナの建設と公園整備、30年の管理運営に230億円の税金を使うというのは、豊橋にとって過大な施設であると考えます。

さらに、コンセッションという方式ゆえに、どんな施設を造るのか。そこで、どんな取組を行っていくかといったことが、市民参加の議論が全く行われていないということも指摘しておきたいと思えます。

三つ目は、市の事業の進め方の問題です。公約違反の事業を突然の記者会見で発表して以来、市民への説明も、市民からの意見を聞く機会も十分には設けられませんでした。

新アリーナの建設に焦るあまりに、建設予定地が家屋倒壊等氾濫想定区域であることを見落とし、その予定地変更のため、野球場の移転計画が突然持ち出され、移転先はかつて野球関係者から強風のため、そこは嫌だと異論があった場所であるだけでなく、津波の特定避難困難地域への移転を行うとなりました。

また、不適切な事務処理と、それに伴う議会への虚偽の答弁、市民の起こした裁判の中で、相手企業が出してきた資料と、市民が市への情報公開で出してきた資料の中身が違うなど、行政として市民の信頼を大きく損なうような事業の進め方になっているということも指摘せざるを得ません。

質疑によって、豊橋としては、人口減少や地域の持続可能性については、第6次豊橋市総合計画の取組の中で全体として取り組んでいくということが確認されました。

防災活動拠点についても、現在の防災計画の中でアリーナを使わないこと前提の計画がしっかりと位置づけられており、アリーナの計画が中止になっても、防災に不安が生じるような状況でもないということも確認できました。

また、請願者の皆さんが求めているように、その様々な願いとしてアリーナを位置づけようというのであれば、私は改めて、ゼロベースで市民の皆さんを交えた議論を起こすことが必要であり、その際には近隣の自治体や、事業によって最も大きくその利を得る民間企業やプロスポーツチームが、費用負担も含めて、どう事業に参画するかを一から考えなければならない事柄であろうということも明らかになったと考えております。

子どもの笑顔のためにも、主体である子どもたちが一緒に、この先の豊橋のまちをどうするのか。スポーツ施設をどうしていくのか。豊橋公園をどうしていくのか。これを一から考えることこそが必要であって、現状の計画をそのまま進めていくという本請願については、不採択をすべきと考えます。

以上です。

P. 48 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。小原委員。

P. 48 小原昌子委員

◆小原昌子委員

私は自由民主党豊橋市議団を代表して、ただいま上程されている請願について、採択の立場で討論をいたします。

長坂市長が、市長就任後早々に多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、契約解除に向けた手続に入るよう指示したことから、事業継続を求める有志による市民が署名活動を行い、その思いを国民に認められた憲法上の権利の一つである請願として提出されたものであります。2週間ほどの短い期間で署名総数13万4,092人、豊橋市民が約6万人弱、市外の方は約7万4,000人と、これだけの署名が集まったことは、本市の豊橋公園東側エリア（アリーナ）を望む多くの声があるということの表れであります。

また、豊橋市民だけでなく、市外の方の内訳を見ましても、東三河地域の方が約7万人ということで、アリーナを核としたまちづくりへの関心の高さと同時に、今後、交流人口の拡大によるまちなかのにぎわい創出や、本市の地域経済への波及効果、東三河地域の活性化が期待される事業であったことが、署名活動による請願から、その思いをしっかりと酌み取ることができました。

本事業については、子どもから大人まで一人一人、市民一人一人が生涯にわたりスポーツへの参加促進や環境の充実だけでなく、スポーツによるまちの魅力と活力の創出にもつなげていける取組とすること。

また、プロスポーツやエンターテインメントなどを見る機能や、防災活動拠点としての機能の強化・充実に加え、コンベンションなどの集客による地域活性化、まちづくりへの寄与を可能とすることを目指した多目的屋内施設整備となるよう、規模・機能・事業スキームの整理を行い、有識者会議での検討も踏まえて計画を策定され、本市にとって必要な事業として進めてきたと理解をしております。

また、本事業は国・県だけでなく、公園施設利用者である野球、柔道、剣道、テニスなどのスポーツ団体、事業者等、これまで多くの方々に関わり、推し進めてきたものであります。

事業者からの提案内容についても、BTコンセッション方式の特色が生かされた、事業者からのノウハウを最大限活用した意欲的な提案となっていることは、9月定例会の総務委員会にて確認をしております。

市議会においても、長い時間をかけて議論を重ね、多目的屋内施設をはじめとする豊橋公園東側エリアを含む、豊橋公園を核としたまちづくりの観点からも、必要な事業であると議決を経てきた事業であります。

未来の豊橋が、持続可能で夢のあるまちになるために、子どもから大人まで、多くの皆さんが事業の継続を求めることは十分理解できるものであり、今回の請願については採択といたします。

P. 49 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。宍戸委員。

P. 49 宍戸秀樹委員

◆宍戸秀樹委員

私は公明党豊橋市議団を代表し、ただいま上程されております、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。

それでは、本請願について意見を述べさせていただきます。

請願趣旨にある人口推計については、ある証券会社の調べによりますと、2050年に本市の人口推計を30万4,309人と予測し、2015年10月に本市が掲げた人口ビジョンの人口推計を上回る速さで、人口減少が進むものと報告があり、大変危惧しているものでございます。

豊橋公園東側エリアの事業は、人口減少を食い止め、地域の自立と持続可能な郷土創生をするための重要な事業として十分理解しております。

市長選後に実施されました署名では、実質2週間の活動期間で13万4,000余の署名が集まったという事実は、今まで無関心であったかもしれない方でも、事の重大さに気づく大きなきっかけになった署名ではなかったのではないのでしょうか。

署名は本市だけでなくとどまらず、東三河の方からも約7万の署名が集まりました。これは中心都市としての本市の動向に注目が集まるものと納得するものであります。

また、市内5万9,000弱の署名の中には、子どもさんのものと思われるようなものも多くあったとお聞きしております。

また、遠方の方からは1名のみの記載がされた署名とともに、思いが伝わったお手紙が同封されたものが、郵送で届けられるものも多かったとお聞きしました。子どもの権利条約では、子どもの参加する権利がその中で定められており、子どもの意見の尊重は、我が国のこども基本法にも取り入れられている原則の一つであります。

特定事業契約を締結した多目的屋内施設には、アリーナのほかに武道場、弓道、アーチェリー場、公園施設にはこども広場、芝生広場、相撲場、テニスコート、園路、駐車場、駐輪場などが予定されており、決してバスケットに限定されるものではないと理解するものであります。

防災活動拠点につきましては、総務委員会で横浜文化体育館を視察した際、トラックが直接館内で荷下ろしをしている光景を見ました。災害時には全国

各地から支援物資が届き、搬入・搬出等ができるような機能が備えられるものと認識しております。

このように、多くの期待が寄せられる事業において、市長が選定事業者に対し、契約解除に向けた協議の申入れを通知したことは看過しかねます。

以上のような理由で、本請願につきましては、採択すべきものと考えます。

以上、討論いたします。

P. 50 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。久保委員。

P. 50 久保大司委員

◆久保大司委員

まちフォーラムを代表いたしまして、ただいま上程されております請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願に対して、採択すべき立場として討論をいたします。

請願趣旨において、請願者は人口減少を少しでも食い止め、地域の自立と持続可能な郷土を創生するために、新アリーナを核としたまちづくり計画に共感し、そのために豊橋公園東側エリア（アリーナ）事業の継続を強く要望されているものと理解いたします。それを踏まえまして、採択すべき理由を、以下2点について論じます。

1点目、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業は、第6次豊橋市総合計画の実施計画において、選ばれ集うひとの流れづくりの事業として設定され、本市の交流・関係人口を拡大するための事業とされています。

そして、その交流人口を拡大する手段としては、まず、その自治体に何らかの形で興味や関心、関係性を持ってもらうことが重要です。その上で、今回の署名活動による市外の署名者数が全体の56%にも上る7万5,152人でありました。これだけの市外居住者が本事業の計画を通じて、豊橋もしくは東三河という地域に興味を持ってきているあかしも言えるのではないのでしょうか。まさに、交流人口拡大の種ともいべき重要な事実であります。図らずも、今回の署名において、本事業が第6次豊橋市総合計画にある交流人口拡大に寄与する可能性が判明したとも言えます。

2点目、市外署名者数が7万5,152人に対して、市内署名者数は5万8,931人とのことでした。

交流人口や関係人口、定住人口を論じた幾つかの研究によれば、交流人口にいた方を、より地域との関係性が深い関係人口に変容させる要因として、地域住民との交流や協働が深く関連しているとの結果が公表されております。それを踏まえますと、本事業の推進を望む点で、市内外の署名者数は方向性が一致しており、本事業が成就した後は、豊橋公園東側エリア（アリーナ）において、お互いに交流や協働を図る可能性があります。

例えば、アリーナで開催されるプロスポーツの興行や、音楽イベントなどの交流が挙げられます。ここでの交流人口で、関係人口の拡大も図れる可能性が出てきたと言えます。

以上の2点を踏まえて、請願趣旨においては、人口減少を少しでも食い止めとの言葉がありました。その上で、交流人口と関係人口、定住人口の関連性については、交流人口にいた方が、関係人口に変容し、関係人口の中から定住人口につながる流れがあるともされています。その点で、今回の請願にある署名者数は図らずも、その交流人口、関係人口、果ては定住人口までも拡大させる可能性を感じさせる根拠になったと思います。

よって、本請願は採択すべきと考えます。

以上です。

P. 51 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 51 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にないようですので、以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

P. 51 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

起立多数であります。

したがって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま採択した本請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、このことについて、何か御意見はありませんか。斎藤委員。

P. 51 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

採択をされた請願について、従来そうした取扱いというのはなかったかと思いますが、それを取り扱うことについての考えをちょっとお伺いしたいんですけれども。

P. 51 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

この採択した請願について、処理の結果と経過の報告を求める、請求するということは制度上認められたことではありません。

そして、請願が採択されたということは非常に重たいということなので、議会としては、その結果、経過、どういふことをやるのかということ請求すべきだというように思っております。

P. 51 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

従来の議会の中で初めての事柄でありますので、いきなりの提案ということでありまして、うちとしてはちょっと受けかねるということを表明しておきたいと思えます。

P. 52 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

豊橋においては、そもそも請願の採択がということになると思えますけれども、他都市の事例を見ると、基本的には請求をしているほうが多いと認識しております。

ほかにありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 52 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別にないようですので、以上で打ち切ります。

お諮りいたします。

本請願を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

P. 52 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

起立多数であります。

したがって、本請願を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決定をいたしました。

次に、送付を受けました陳情の審査を行います。

陳情1件につきましては、12日の本会議において陳情文書表が示されておりますので、その内容についてはお分かりのことと存じます。

なお、本陳情については意見陳述申出書が提出されておりますので、意見陳述をしていただきます。

意見陳述をされる方は発言席へ移動をしてください。

〔意見陳述者、意見陳述席へ移動〕

P. 52 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

意見陳述の申出者は、とよはし「市民で～ぶる」会議、渡辺則子さんです。

意見陳述の方法については、先ほどの請願審査のときと同様ですので、よろしくお願いたします。

では、意見陳述を願います。

P. 52 渡辺則子意見陳述者

◎渡辺則子意見陳述者

まちなか図書館で「新アリーナ」に関する最新情報の公開等を願う陳情書に陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。これは昨年6月、まちなかから豊橋版シティズンシップ教育のスタートを願う陳情に続くものです。

新アリーナをきっかけに、市民が政治に関心を持つことになったこの時を、シティズンシップ教育に着手していただくチャンスと考え、項目1と2を本委員会、3については議会運営委員会で補足説明させていただきます。

豊橋市の新アリーナ計画は、公園のにぎわいと地域活性化を通して、スポーツ施設による経済効果を見込む国策として進められてきたと私は考えます。市長選挙による直近の民意の反映により、計画は現在、一旦停止の状態です。

ここに至るまでの市民への分かりやすい情報発信は、広報とよはし1月号において、エキサイティングな未来へ！豊橋公園リニューアルの見出しで、カラー写真で紹介され、11月号において、契約後の施設整備の流れへと続きました。市民が手にする広報の果たす役割は大きく、来年の1月号への関心も高まってきているところです。

広報を補足する丁寧な説明のパネルが、市役所じょうほうひろばに設置されることで、最新情報の市民理解が進むと考えます。

多目的屋内施設に関する最新情報を、文化・スポーツ部の所管である、まちなか図書館で発信されることは、市民サービスの一番の早道であり、効果は最大と考えます。

この間、私は図書館から考える市民の権利に関する活動の一環として、高校生への聞き取りを続けています。アリーナは知らない、関心ない、学校で2週間前署名した等々に続き、まちなか図書館で説明会が開催されれば、参加するよとの声も聞くようになりました。

ところで、豊橋市の新アリーナに関して、子どもたちは既に、昨年7月のパブリックコメントや、このたびの計画継続を求める請願署名を通して、政治参加をしている事実があります。

そして、住民投票となれば、18歳未満の子どもたちに投票資格が付与される可能性も出てきます。子どもたちが18歳になり、1人の有権者としての責任を果たす前の段階から、豊橋市では既に主権者シティズンシップ教育が始まっています。このチャンスを生かし、子どもたちへ説明責任を果たすことが私たちに求められていると考えます。

夢の公園として公開されたアリーナ計画と、これから30年間の運営について、契約締結までの説明、解除となると、新アリーナ計画の財政計画や公園整備の流れはどう変わるのか。

アリーナを巡る住民投票となると、ぜひとも、まちづくりの主体である子どもたちが、自分で考え、判断して、投票に参加できるプロセスを築いていただきたいと願っています。

まちなか図書館のにぎわいの中で、アリーナ計画について、自由で様々な立場の皆さんが、公開で意見交換を行うことから、豊橋版シティズンシップ教育が芽生えることになれば幸いです。高校生を主体とするまちづくりが、まちなか図書館で始まり、オープンから4年目の図書館の新たなにぎわいの役割として定着することになると考えます。

今年、図書館の自由に関する宣言から70年目の節目を迎えました。この宣言はまちなか図書館2階のカウンターに掲げられています。そこには、図書館は基本的人権の一つとして、知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とするとあります。

まちなか図書館で新アリーナに関する最新情報を公開されることを願って、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

P. 53 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

以上で、意見陳述を終了いたします。

では、陳述者の方は傍聴席へお戻りください。

〔意見陳述者、傍聴席へ移動〕

P. 54 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

では、本陳情の現況について御発言はありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 54 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別がないようですので、以上で打ち切ります。

では、御意見の発表を願います。

御意見はありませんか。斎藤委員。

P. 54 斎藤啓委員

◆斎藤啓委員

ただいま陳述のありました陳情について、現在のアリーナをめぐって現在進行形で、議会でも様々議論があり、ただいま委員会としては採択をされたという請願についてもあります。

これらの事柄を市民の皆さんに広く伝えて、それこそ子どもと一緒にしっかりと考えるということは、非常に大事な事柄だろうと思いますので、当局におかれましては、どういった方法でということも含めてでございますけれども、提案のあったまちなか図書館を使ってということも含めて、ぜひとも前向きに検討していただくことはよろしいんじゃないかということ、意見として述べさせていただきます。

P. 54 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 54 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

別がないようですので、以上で打ち切ります。

お諮りいたします。

本陳情につきましては、当局において慎重に検討し、処置されるよう要望することとしたいと思いますが、これに御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 54 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、審査は終了いたしました。

この際お諮りいたします。

議長に提出する委員会報告書は、私に一任願いたいと思いますが、これに御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 55 本多洋之委員長

○本多洋之委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日御協議願う案件は終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

総務委員会委員長 本多洋之